

原子力発電所敷地外における除染の現状

本報告では、東電福島第一発電所事故後の発電所敷地外の除染と中間貯蔵施設の建設の進捗状況について述べる。

除染は、特別措置法に基づいて、国が直接除染事業を実施する「除染特別地域（SDA）」と、各市町村が除染事業の主体を実施する「汚染状況重点調査地域（ICSA）」という2つの地域に分けて実施される。SDAには、汚染による放射線レベルの高い地区が指定されている。

2016年7月31日現在、福島県内における除染は、公共施設で90%、住宅周囲で90%、道路で50%、住居に隣接した森林で50%終了している。本報告では、川内村（SDAの一部）の除染効果について具体的に紹介する。

中間貯蔵施設は、福島県内の除染作業に伴って発生した汚染した土壌等を一定期間貯蔵するための施設であり、現在この整備が進められている。本報告では、中間貯蔵施設における土壌等の処理・管理、放射性廃棄物の量の評価と輸送計画、中間貯蔵施設の用地の取得状況、今後の用地取得計画について紹介する。

最後に、福島県外への最終処分に向けての方針について紹介する。